

会 議 録

(12-1)

会議の名称		令和7年度第6回春日部市水道事業運営審議会	
開催日時		令和7年12月17日(水)	開 会 午後1時30分 閉 会 午後3時00分
開催場所		春日部市役所本庁舎 3階 会議室301	
議長(会長等)氏名		作山 康	
出席者	委員氏名	(出席人数：8人) 梅村武尚、齋藤真衣子、吉田 剛、藤田英典、作山 康、 下田正樹、木暮昭彦、臼井俊英	
	説明者その他	(出席人数：5人) 水道事業管理者職務代理者上下水道部長：青木 保 上下水道部次長兼施設管理課長：伊田孝史 経営総務課長：谷島良和 水道技術管理者(兼)工務課長：岡安裕之 経営総務課上水道庶務経理担当主査：米川次郎	
	事務局	(出席人数：7人) 水道事業管理者職務代理者上下水道部長：青木 保 上下水道部次長兼施設管理課長：伊田孝史 経営総務課長：谷島良和 水道技術管理者(兼)工務課長：岡安裕之 経営総務課上水道庶務経理担当主幹：会田 聡 経営総務課上水道庶務経理担当主幹：中村 要 経営総務課上水道庶務経理担当主査：米川次郎	
次第及び公開・一部公開・非公開の区分		[議案第1号] 春日部市新水道事業ビジョン(経営戦略)等の改定について(継続審議)(公開)	
一部公開・非公開の場合はその理由		<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：	

配布資料	①令和7年度第6回春日部市水道事業運営審議会次第 ②座席表 ③資料1：投資及び財政計画のシミュレーション結果 ④資料2：春日部市新水道事業ビジョン（経営戦略）等の改定について（答申書素案）
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会議録署名の指定	議長の指名により、下田委員、白井委員に決定する。

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
事務局	<p>1 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会の成立報告 <p>出席委員8名、春日部市水道事業運営審議会条例第6条第2項の規定による定足数に達しており、当審議会が成立していることを報告。</p>
会長	<p>2 会長あいさつ</p> <p>《春日部市水道事業運営審議会条例第5条第2項の規定により、会長が議長となる。》</p>
議長	<p>3 議事録署名人の選出</p> <p>議事録の署名人に臼井委員、下田委員を指名。</p>
議長	<p>4 会議の公開</p> <p>本日の議題については、非公開事項が含まれていないため、審議事項については、全て公開と決定。傍聴人なしの報告。</p>
議長	<p>5 議事</p> <p>議案第1号 春日部市新水道事業ビジョン（経営戦略）等の改定について（継続審議）</p> <p>前回審議から継続審議となっているものです。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料1の投資及び財政計画のシミュレーション結果について、前回の審議会の補足説明をさせていただきます。</p> <p>— 資料に基づき説明 —</p>

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>・ 質疑</p> <p>1回の改定で企業債残高対給水収益比率を抑えるためには、改定率が83%になるという説明でしたが、なかなか厳しい数値ではあります。</p> <p>水道料金の差について調べてみましたが、千葉県にある夷隅郡市広域市町村圏事務組合の大多喜町域では1か月あたり20立方メートルを使用した場合、税込で約5,000円となっています。埼玉県内ではそこまで大きな差はありませんが、全国にはこの事務組合のように、春日部市の場合の税込約2,400円と比較して、倍以上の料金である事業体もあるようです。ということは83%値上げしてもおかしくない状況ではあるのですが、やはり一度に上げるというのはいかがかなものかということで、まず50%程度の改定を行い、その後の経済状況等を見ながら概ね5年後にさらに検討する2段階方式はどうかというのが、これまでの議論でした。</p> <p>それではご意見、ご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>企業債について、利息分の年間支払額はいくらでしょうか。企業の理想として言えば、借金や利息の支払いがなく運営できるのが好ましいため、水道事業も企業債残高が少ない方が良いと思います。</p>
事務局	<p>利息の年支払額については、調べて後ほどお答えします。</p>
委員	<p>資料にあります10立方メートルというのは、浴槽に換算すると何杯分くらいになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>約50杯です。</p>
委員	<p>値上げは仕方がないように思いますが、仕入れとなる県水の値上げは5年後に行うことが決まっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>県からは、何年毎に改定するとの具体的な話はありませんが、定期的に見直しをすると明言していますので、おそらく4、5年に一度の改定が予想されるところです。</p>
委員	<p>過去の実績では4、5年毎に値上げしているのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回、令和8年4月に県水の単価が改定されますが、それ以前は不定期です。</p>
委員	<p>前回の値上げはいつ頃でしょうか。</p>
委員	<p>県企業局の職員であった時の認識ですが、27年前になります。県は以前、地区毎に分かれて県水の単価を設定し、事業運営を行っていました。その後、事業統合した際に統一の県水単価に改定をし、それから今まで改定されていない状況です。県水単価の見直し自体は、3年おきに</p>

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
	実施しており、経営状況を踏まえた結果として、これまでは現状維持の単価で良いという判断であったと思います。今回は見直しの結果、令和8年4月に値上げをする運びになったのだと思います。
委員	単価改定の見直しは3年毎に実施しているが、見直しを実施した際にまた値上がりするかしらないかは、県の事情によるということでもわかりました。ちなみに、県には十分な資金があるのでしょうか。
委員	内部留保はある程度確保されているとは思いますが、県においても様々な施設整備を行っており、資金をなくすわけにもいきません。また災害となった場合、国からの補助金も期待できますが、一時的には内部留保から支出をしないと応急復旧もできないということもあります。
事務局	先程の企業債についてですが、令和6年度の利率は1.70%、利息は同じく令和6年度決算で約7,300万円の支払いとなっております。
委員	約7,300万円の利息分支払いが生じていますが、料金収入が年間約35億円程度あるということですので、利息分の支払いはそれほど大きくないという認識でしょうか。
事務局	利息分だけですとそうなりますが、元金の償還もあります。令和6年度決算で元金支払いが約4億3,000万であるため、利息分と合わせて約5億円となります。料金収入約35億円のうち、約5億円は借金の返済に充てているという状況です。
委員	元金大きいですね、わかりました。
委員	先程、70%や83%など1回の改定であると途中で改定することが難しいといった趣旨の説明がありました。一方、資料1の2ページ目では、5年後を目安として見直しを行うといった内容も書かれていますが、どのような解釈なのでしょう。
事務局	今回改定を行う計画（新水道事業ビジョン及び経営戦略）では、10年を計画期間として検討を行っています。その中で、1回の料金改定で乗り切る場合のシミュレーション結果が、70%や今回追加でお示した83%という数字になります。この結果をもとに、実際の料金算定を行い、市議会や市民に説明をしてしまうと、途中で県水の値上げや物価高騰があっても、再度料金を見直すことに対して、当時の説明と違うといった不満の声が上がり、難しいのではないかと懸念です。
委員	また5年後を目安として見直しを行うといった内容は、料金算定期間を5年間とし、改定率を50%程度とした場合の説明になります。解釈については理解しましたが、個人的には1回の改定の方が良いの

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ではないかと感じています。</p> <p>一つの意見としてですが、5年後に30%上げる見込みであったにも関わらず、県水の値上げ等を追加で考慮する必要が生じた場合に、想定していたよりも改定率を上げると大きな負担となります。そのため、できるうちに70%や83%といった改定率で値上げを行い、再度の値上げが必要なければ良いですし、諸般の事情で値上げが必要となれば、その分を上げるという事の方が良いのではないかと思います。</p> <p>様々なご意見があると思います。水道事業は、国レベルでも議論が行われており、広域化の話もあります。ここ10年間で、国の動向やシステムが変わる可能性もある中で、急に春日部市だけが83%とほぼ倍近く値上げするというところに、他の事業体を含め世間が付いてこれないのではないかということで、最低限の50%程度から始め、2段階で様子を見るということだと思います。</p> <p>また一般の市民にとって、倍近く値上がりするというのは、相当受け入れ難いと思いますので、審議会として83%の値上げは理想ではあるけれども、お薦めですとは言いつらい気がします。</p>
委員	<p>1か月あたり10立方メートルを使用した場合の資料がありますが、子育て世帯の4人家族など、平均的な家庭ではどれくらい使用するのでしょうか。</p>
事務局	<p>現行の料金体系で2か月あたりの数字となりますが、単身世帯は16立方メートル使用で、税込1,870円です。4人家族世帯の場合は、46立方メートル使用で、税込6,358円となります。</p>
委員	<p>それを10年間の支払い金額にすると、資料1の2ページ目にある改定率50%-40%の場合では、いくらになるのでしょうか。資料にある1か月で10立方メートル使用では、10年間で115,020円の負担増ということで、年間約1万円くらいと試算できますが、4人家族世帯の場合だとどのくらいの負担となるのでしょうか。</p>
委員	<p>単身世帯は、湯船に入らない人もいるので、1か月あたり7~8立方メートル程度であると思います。複数人の世帯は、湯船にお湯をはっても複数人が入るため、4人家族世帯だから単純に単身世帯の4倍という訳ではありません。4人家族世帯の場合は、1か月あたり20~25立方メートル程度であると思います。</p>
事務局	<p>委員からご助言の水量をもとに算出すると、4人家族世帯の場合は、10年間総額で30万円程度の負担増になると見込まれます。</p>

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
委員	<p>この資料は、1か月10立方メートル使用といった複数人の世帯ではないため、子育て世代や高齢者お二人の世帯にどのくらいの負担が生じるのかが気になり質問しました。料金改定については、しないという訳にはいかないと感じていますので、この中で市民への影響が一番少ないのはやはり2段階方式かなと思います。しかし、表だけを見ると1か月599円程度の値上げで、負担が軽いように見えてしまうので、実際にどれくらいの負担増になるのかというのを示した方が良いと思います。</p> <p>次に、審議会において令和8年度に50%、令和13年度に40%の値上げが必要ということを決めた場合、それは市民の方々に決定した事項として、今後周知されるのでしょうか。</p>
事務局	<p>市としては、資料1の2ページ右下の赤枠内のように、令和8年度は50%以上とさせていただき、5年後は現段階のシミュレーションでは40%としていますが、見直しが必要との結果に留め、具体的な数値を示すことは難しいと考えています。</p>
委員	<p>わかりました。今回の審議内容を市民の方々に周知する際は、5年後となる令和13年度の30%や40%という具体的な改定率は示さないということですね。</p>
事務局	<p>その通りです。</p>
委員	<p>このシミュレーションからすると、5年後に検討ではなく、改定をする可能性が高いと思うので、市民の方々への説明はよく考える必要があると感じました。</p> <p>最後に、企業債残高対給水収益比率について、300%程度に留める必要があるような説明が前回辺りから出てきたと思います。これまで議論してきた新水道事業ビジョン（経営戦略）では、70%改定であれば目標とする項目が全て達成でき、資金も貯まるという内容で、その辺りの説明がなかったように認識しています。計画と財政シミュレーションとの違い（整合性）について教えてください。</p>
事務局	<p>新水道事業ビジョン（経営戦略）は10年間を計画期間としていますので、あくまでその10年間の収支等を考慮した上で、破綻しない財政試算をしています。料金改定については、日本水道協会の方で算定基準等があり、算定期間は5年を目安とすべきとされています。それを踏まえてシミュレーションを行っていますので、5年と10年の差が生じていることによる違いと捉えています。</p>
委員	<p>新水道事業ビジョン（経営戦略）の計画と料金算定の方法は考え方が</p>

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
委員	<p>異なり、必ずしも一致する訳ではないということですね。私自身、70%改定でも市民感情的に厳しいと感じており、50%くらいならなんとかなるかなと思っていましたが、企業債を考慮すると83%が必要ということで、より負担増の感覚が強まったのではないかと懸念しています。</p> <p>事務局から説明があったとおり、経営戦略については10年間の収支見通しを作成し、料金については5年間で算定するよう国などから示されているということなので、適切だと思います。周知方法については、資料1の2ページ右側にある表の見せ方が一番わかりやすいと思います。ただし、利用者は自分が1か月でどのぐらいの量の水道を使用しているか、あまり認識していないと思うので、一般的な4人家族世帯であれば、1か月あたり約25立方メートルくらい使用している旨の説明があると良いと思います。</p>
事務局	<p>わかりやすい説明に努めさせていただきます。</p>
委員	<p>前回議論となった段階的な料金改定50%—40%の計算方法ですが、例えば水道料金が現在100円とした場合、令和8年度に50%値上げで150円となり、その後、令和13年度には150円の40%値上げとして、70円が値上がり分になるという考え方でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>その通りです。</p>
委員	<p>水道事業も広域化についての話があり、近々事業を統合するようなことはないかと思いますが、そのような話が進んだ場合に、料金格差があると経営統合はしづらいので、地域の中で突出して安い、高いというのは好ましくないと感じます。春日部市は、現状において近隣と比較しても突出していないため、50%改定であっても問題はないと思いますが、近隣事業体の動向も注視していただきたいと思います。</p>
議長	<p>それでは答申に向けた望ましい改定率の方向性についてお諮りしたいと思います。事務局提案の改定率の方向として、まず50%以上ということ審議会として答申することよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>50%以上が望ましいという答申をした場合、50%からどのくらい上がるのかわかりませんが、具体的な料金体系や改定率については、執行部の方で決めていくという意味でよろしいでしょうか。また、これまでの議論にある2段階の50%—40%や60%—30%などの案を答申するという訳ではないということよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>資料1の2ページ目にある赤枠のとおり、具体的な数字は令和8年度の改定率は50%以上、あわせて5年後を目安として再度、適正な水道</p>

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
委員	料金のあり方について検討する（段階的な見直しを行う）ことを答申の中心的内容にしたいという提案になります。
事務局	<p>答申内容を市議会の方でも審議されると思いますが、議会の方で改定率を30%や35%に下げられたりしないのでしょうか。</p> <p>料金改定については、条例改正となり市議会の議決を得なくてはなりません。我々は審議会からの答申内容を受け、同じく答申素案にも記載します基本水量制や逡増制などをどうするかということ細かく検証したうえで、具体的な料金体系を議会に示し、判断を仰ぐことになります。</p> <p>議会にも計画改定に関するパブコメの資料を示していますので、値上げが必要であるとの認識はいただいています。ただし、委員ご指摘のとおり、最終的な着地点をどこにするかは議会との調整になると思います。</p>
委員	<p>審議会でも50%以上と答申を出しても議会で40%、30%と下げられてしまえば計画自体がおかしくなり、水道に対する設備投資が遅れる可能性もあるので、答申は厳しい数字を出し、議会で最終決定してもらう方が良いと感じました。</p>
議長	<p>審議会としては客観的に冷静に判断して答申をしたいと思います。色々な政治判断があるのは承知していますが、丁寧に説明してもらえれば市民の方々や市議会のご理解もいただけるのではないかと期待して、事務局提案の令和8年度に改定率50%以上及び5年後を目安として適正な水道料金の検討を行うといった内容で答申するということがよろしいでしょうか。</p>
	— 委員からの異議なし —
議長	<p>ありがとうございます。続きまして、市長からの諮問に対する審議会としての答申書素案について、事務局から説明をお願いします。</p>
	— 資料に基づき説明 —
議長	<p>答申書素案について説明いただきました。これに関してご質問、ご意見などがあれば伺いたいと思います。</p>
委員	<p>③「基本料金、従量料金の割合」と④「基本水量制の廃止」、⑤逡増性の緩和についての質問です。③では基本料金が上がることを示していると思いますが、④基本水量制の廃止というのは、16立方メートル以</p>

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
事務局	<p>内の利用者に不公平感があるので、基本料金は据え置くか値上げの対象にならないという意味なのでしょうか。それとも、③と反しますが、今の基本料金よりも値下げするという意味なのをお聞きします。また、大口利用者というのはどのような業種を対象と捉えているのでしょうか。例えば、農家は水を使っていますが、影響があるのでしょうか。</p> <p>③については、支出で固定的にかかる経費割合が大きいことから、基本料金と従量料金では、基本料金による収入の割合を増やすため、基本料金の値上げを考えるものです。次に④ですが、現在は16立方メートル未満の利用者は、一律の料金でしたが、この間の不公平感があるため、この制度を廃止するものです。ただし、基本水量制を廃止し、基本料金の値上げも行うと、16立方メートル未満の少量利用者の負担がかなり大きくなるため、⑥に示すように緩和の方法を考えながら、料金体系を設定していくものになります。いずれにしても、特定の層の方だけを値上げするのではなく全体として割合を増やしたいという考えです。</p> <p>また大口利用者についてですが、水道を多く使用する工場や飲食店、ショッピングセンターなどが該当します。農家については、井戸水や川の水をパイプラインで引いており、水道はほとんど使用していませんので心配ないかと思えます。</p>
委員 事務局	<p>大口利用者の対象になるかどうかは、行政の裁量でしょうか。</p> <p>一律に使用した水量によって、大口かどうかを捉えています。今後、料金表を作成していくうえで、⑤については使用すればするほど単価が上がる逡増制を緩和していきたいという内容になります。</p>
委員	<p>⑥「基本料金引き上げ及び基本水量の廃止に伴う緩和措置」について、緩和措置を講じるものとすると思いますが、事務局の方で何か緩和措置のアイデアがあるのでしょうか。</p> <p>また、附帯意見として追加していただきたい項目が、利用者への丁寧な説明です。今回は料金改定ということなので、より丁寧な説明が必要になると感じます。また日頃から、お祭りやショッピングセンター、水道週間などで利用者に対して春日部市の水道事業の状況を周知していかないと利用者の理解も得られないと思えます。このようなことを附帯意見に追記してもらいたいです。</p>
事務局	<p>緩和措置ですが、これまで基本水量制を廃止した事業体の例でお話します。現在、本市の一番安い従量料金単価が17～30立方メートルまでの120円です。基本水量制の廃止に伴って、新たに0～16立方</p>

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
	メートルまでの従量料金単価を設定しますが、当面の間は10円や20円など金額を抑えるという手法です。こちらは、少量利用者の大幅な値上げを緩和できる一つの手法であると考えておりますが、今後の料金表を設定するシミュレーションの中で判断していきたいと思っております。
委員	当面の間とは、一定期間だけとなるのでしょうか。
事務局	緩和措置をどの程度の期間とするかなどはまだ全く決まっておりません。また、他の事業体の例からも時限的な標記をしているところは、確認できていません。
議長	答申書では、望ましい改定率を50%以上としますが、具体的な料金体系の案は提示しなくても良いのでしょうか。またパブリックコメントの対象としなくても良いのでしょうか。
事務局	料金改定については、条例改正となり議決事項ですので、パブリックコメント対象外となります。
議長	わかりました。
委員	「むすびに」のところの3つ目ですが、「また、これまでのような資金に頼りすぎた経営とならないよう」とありますが、資金に頼りすぎた経営とはどういう経営でしょうか。
事務局	資金というのは資金残高のことを意味するもので、現金預金が70億円あるからといって料金改定を行わず、それを取り崩して事業運営をしていくと次の世代に負担を強いることになるため、現金預金に頼り過ぎないようにするべきという内容になります。
委員	反対に現金預金として十分な資金があるのであれば、料金改定せず、頼っても良いと思ってしまうので、もう少し文言を工夫して下さい。
事務局	わかりました。また「これまでの」という表記であると、これまでが間違いであったかのように捉えられてしまうので、表記を工夫します。
委員	②改定率以降のところですが、基本料金の割合や、基本水量制の廃止などについては、考え方を答申で示しますが、実際の料金体系については今後、執行部が議会に条例改正を上程するだけで、審議会として何か審議することはないという理解でよろしいでしょうか。
事務局	その通りです。
委員	議会には答申書に示す50%以上の改定率で条例改正を上程し、それが可決、否決、もしくは修正されるのかは議会で決定するという流れで理解しました。
	料金改定は、市民生活への影響が大きいと思っております。また、企業会計

